

機密保持契約書

株式会社ジャパン・トランスレーション・サービス（以下、JTS という）と外部委託業者・_____（以下、委託業者という）は、JTS から委託業者に委託される翻訳・添削等の業務（以下、本業務という）に伴う機密保持に関して、次の通り合意する。

第1条 委託業者は JTS の発注にかかる本業務に関連して知り得た JTS の業務内容および JTS が委託業者に開示した JTS の情報について、次の各条に基づき、本業務継続中はもちろんのこと、本業務終了後も、第5条の期間この守秘義務を負うものとし、方法の如何にかかわらずこれを他に漏洩せず、また本業務目的以外に使用しないものとする。

第2条 情報とは、JTS が委託業者に委託する翻訳原稿等のみならず、委託業者が翻訳して完成した文章、各種記録媒体などを含むものとする。

第3条 委託業者は JTS より委託される原稿等の翻訳に関し、その内容が他に漏洩されぬよう、次の措置を講ずるものとする。

1. 委託された原稿等の保管取扱は厳重に行なう。特に機密扱いと指定されたものについては作業完了後、原稿等全部を JTS に返却するかまたは JTS の同意を得た適切な方法により処分する。
2. 外部翻訳者等、委託業者の関係者に原稿等を開示する場合は、同関係者にも本契約書の条項と同様の守秘義務を負わせた上でこれを開示する。（なお、委託業者の登録翻訳者は全て委託業者と守秘義務契約を結んでいる。）
3. 委託業者の従業員にも同様の守秘義務を徹底せしめる。

第4条 本業務に基づく原稿等が委託業者の責に帰すべき理由により紛失または漏洩し、JTS に損害を与えた場合には、委託業者は JTS に対して損害賠償の責に任ずる。

第5条 本契約の下における本業務に関する委託業者の JTS に対する守秘義務は、本業務の終了後も5年間継続するものとする。ただし委託業者の JTS に対する守秘義務は JTS より入手する情報の内、次の各項に該当するものには適用されない。

1. 委託業者が守秘義務を負うことなく、既に保有していた情報
2. 委託業者が本契約と無関係に独自に入手した情報
3. 委託業者が守秘義務を負うことなく、第三者から正当に入手した情報
4. 既に公知であり、または委託業者の責によることなく公知となった情報
5. JTS が事前の書面により委託業者に対し公表を承認した情報

第6条 本契約の解釈に疑義が生じた場合、または本契約に定めなき事項については、JTS と委託業者の間で誠意をもって協議解決するものとする。

第7条 本契約は JTS と委託業者のいずれかから文書をもって終了する旨の通告がないときは、本契約書と同一条件で自動的に更新され、有効期間を一ヵ年ずつ延長する。

平成__ (201__) 年__月__日

(JTS) 〒193-0943 東京都八王子市寺田町 766-10

株式会社ジャパン・トランスレーション・サービス

代表取締役社長

ジェームズ・エイ・ロックハート



(委託業者) 〒

(以下空白)